別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 提出書類 |
| 総合事業訪問介護  すまいるサービス | (1)　指定（更新）申請に係る自己点検表 |
| (2)-1　登記事項証明書  (2)-2　条例又は指定管理者協定書等 |
| (3)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 |
| (4)　人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し（すまいるサービスにおいて、生活援助サービスを従業者１名で提供するときは、提供する従業者の資格証等の写し） |
| (5)　サービス提供責任者の経歴書 |
| (6)　事業所の位置図 |
| (7)　事業所の平面図 |
| (8)　専用施設の写真 |
| (9)　運営規程 |
| (10)　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |
| (11)　建物又は事業所の使用権限を証明することのできる書類 |
| (12)　損害賠償への対応が可能であることがわかる書類 |
| (13)　介護保険法第１１５条の４５の５第２項の規定に該当しない旨の誓約書 |
| (14)　第５条第２号の規定に該当しない旨の誓約書 |
| (15)　第１号事業（訪問型サービス）計画書 |
| (16)　建築基準法及び消防用設備等の完了検査済証等の写し |
| (17)　介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和５年厚生労働省告示第３３１号。以下「告示」という。）付表第三号（一）訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項　添付書類・チェックリスト |
| (18)　指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書（更新申請のとき） |
| (19)　事業費算定に係る体制等に関する届出書（該当するときのみ） |
| (20)　事業費算定に係る体制等状況一覧表（該当するときのみ） |
| （備考）  １　申請者が法人のときは(2)-1を提出することとし、申請者が市町村又は指定管理者のときは(2)-2を提出することとする。  ２　(2)-1、(2)-2、(5)から(11)まで、(15)及び(16)について、更新申請のときは、提出を省略することができる。ただし、(16)について、所在地の変更届出を行っていないときや平成２０年７月以降に増改築を行った事業所については提出すること。  ３　(8)について、指定等にあたり井原市が現地を訪問できない場合提出することとする。  ４　(15)について、すまいるサービスの指定等の申請をするときは、すまいるサービス指示書を提出すること。  ５　(19)及び(20)について、更新申請において、事業費算定に係る体制等に変更がないときは、提出不要とする。  　　なお、提出については、老健局長が定める様式により届出を行うこととし、届出方法については、第９条に準ずる。  ６　総合事業訪問介護及びすまいるサービスを同時に指定申請する場合は、すまいるサービスの申請に添える書類において、(2)-1、(2)-2、(6)から(8)まで、(11)、(12)及び(16)について、提出を省略することができる。 | |